

新潟市区自治協議会準備会設置要綱

(設置)

第1条 政令指定都市への移行時に地方自治法第252条の20第6項に基づき設置を予定している区自治協議会の円滑な運営準備のため、新潟市行政区画審議会が答申した行政区(以下「行政区」という。)ごとに区自治協議会準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 準備会の役割は次のとおりとする。

行政区内のまちづくりに関する検討

区自治協議会設置時の委員の推薦

その他区自治協議会設置に関する準備

(委員)

第3条 準備会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、行政区の区域内に住所を有する者又は行政区の区域内に主たる事業所を有し活動する団体を代表する者で、次のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

コミュニティ協議会を代表する者

コミュニティ協議会設立準備組織を代表する者

地域審議会を代表する者

公共的団体を代表する者

学識経験者

公募による者

その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 準備会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、準備会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 準備会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 準備会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 準備会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(区自治協議会委員推薦会の設置)

第6条 準備会に、第2条第2号に掲げる区自治協議会設置時の委員の推薦を行うため、区自治協議会委員推薦会(以下「推薦会」という。)を設置する。

- 2 推薦会は，10人以内とし，第3条第2項第5号及び第6号の委員並びに行政区内の支所長及び地区事務所長等で組織する。
- 3 推薦会は，区自治協議会の構成及び委員について選考を行い，選考結果に基づき，準備会へ区自治協議会委員を推薦するものとする。
- 4 推薦会は，前項に規定する区自治協議会委員に第3条第2項第6号の委員を推薦できないものとする。
- 5 準備会は，推薦会の選考結果を尊重し，議決の上，市長へ区自治協議会委員を推薦するものとする。

（庶務）

第7条 準備会の庶務は，別表の準備会の幹事部署において処理する。

- 2 協力部署は，幹事部署を補佐し，準備会に係る事務を分担する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか，準備会の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

行政区	幹事部署	協力部署
1区	豊栄支所	北地区事務所
2区	中地区事務所	東地区事務所，石山地区事務所
3区	中央地区担当	東地区事務所，南地区事務所，石山地区事務所
4区	亀田支所	横越支所，南地区事務所，石山地区事務所
5区	新津支所	小須戸支所
6区	白根支所	味方支所，月瀉支所
7区	坂井輪地区事務所	黒埼支所，西地区事務所
8区	巻支所	岩室支所，西川支所，瀧東支所，中之口支所